

5. 2. 13  
第 1009

(一) 最低賃金(月手取)八十圓以上ナルベキコト  
 (二) 退職手当ウ三倍ニ勤続手当ヲニ倍ニスルコト  
 (三) 残業歩増ハ一時間一分五厘トスルコト  
 一項目ノ頭ニテ要求セルハ「即答爲シ難キヲ以テ」本社社長ト相決  
 一末ル十八日ニ回答スベシト答ヘタルニ今ハ其終引揚ケ約束日  
 十八日ニハ組合本部負柴崎某ヲ派遣シ回答ヲ求メタルニ神谷ハ社  
 會目下ノ營業状況ニテハ要求全部容ルコト能ハズ若シ之ニ対  
 一水戸ノバ退職サレタレトノ意見ナリト社長ノ意ヲ傳ヘタルニ  
 柴崎ハ「本社本部ニ於テ協議ノ上更ニ訪問スベキ旨ヲ答ヘ退出セルガ  
 其後従業員ニハ何等ノ動搖ナシ  
 及申(通)報候也

勞務第一〇九號  
 昭和五年一月二十二日  
 警視總監 丸山 鶴吉

内務大臣 安達謙藏 殿  
 社會 局長 官 殿  
 埼玉縣 警 細川 長平 殿

金子鑄物工場ノ勞働爭議ニ関スル件 發生解決

要旨  
 事業主ハ經營難ニ折柄従業員側ヨリ待遇改善ヲ要求シ受テテ首謀者ト目サルハ職工  
 四名ヲ解雇シタル爲紛糾中、後十日復職ヲ認メテ圓滿解決セリ

一 爭議發生ノ場所